

第 1 章 総 則

1. 1

目 的

この基準は、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「施行令」という。）、御船町水道事業条例（以下「条例」という。）、及び御船町水道事業条例施行規程（以下「施行規程」という。）に基づいて、施工する給水装置工事について、設計から施工検査までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

1. 2

給水装置の定義

「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

1. 3

給水装置の種類

給水装置は、次の 2 種類とする。

1. 3. 1

専用給水装置

1 個の量水器により、1 個の量水器により単一の使用者に専用するものをいう。

1. 3. 2

私設消火栓

消防活動に使用するものをいう。

1. 4

給水装置工事の種類

給水装置工事（以下「工事」という。）は次の 4 種類とする。

1. 4. 1
新設工事

新たに給水装置を設ける工事をいう。(私管から新しく分岐する工事は分岐新設工事という。)

1. 4. 2
改造工事

既設の給水装置の一部又は全部を変更する工事及び給水管、給水栓、給水用具等を増減する工事及び、水道法施行規則（以下「施行規則」という。）第13条で定める軽微な変更以外の配管を修繕する工事。

1. 4. 3
増設工事

既設の給水装置に変更を加えることなく、これを拡張する工事をいう。

1. 4. 4
撤去工事

不要となった給水装置を撤去する工事をいう。